

平成 30 年 2 月 15 日

残余財産分配金領収証をお持ちの投資主の皆様

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

残余財産分配金領収証支払期間終了のお知らせ

平成 30 年 2 月 14 日迄に本投資法人の残余財産分配金をお受取りいただけなかったため、投資法人規約第 42 条に従い、当該債権について **平成 30 年 3 月中旬を目途に供託を行います**ので、ここにお知らせいたします。

2 月 15 日以降は、残余財産分配金について供託手続きを行うため、三菱 UFJ 信託銀行にお持込頂いても、分配金をお支払できません。供託後は、投資主様のご住所を所轄する法務局（供託所）に対し、供託金の還付手続きをお取りいただくことで、供託金の還付を受けることが可能となります。対象となる投資主様につきましては、供託手続き完了後、還付のお手続きについてのご案内をご郵送いたしますので、ご参照の上、必要書類を法務局（供託所）にご持参頂き、残余財産分配金をお受取くださいますようお願い申し上げます。

また、還付のお手続きについてのご案内は、供託完了時に、ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人のホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/index.html>) にも掲載する予定ですので併せてご確認ください。

還付のお手続きについてご不明な点がございましたら、法務局（供託所）に対し、ご照会いただきますようお願い申し上げます。

なお、本供託により本投資法人の当該債務が消滅するため、今後、本投資法人に対し支払いの請求が行われましても応じかねますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

〒106-6017 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

電話 03-6229-0180